



# 北総モラルアップ通信

～チーム北総 思いを伝え合い認め合う職場づくりのために～

令和2年度、本県における公立小中学校の懲戒処分は監督責任を除くと13件でした。処分内容の内、わいせつ・セクハラ事案は11件、免職処分も11件あり、現在も危機的な状況が続いています。

このような状況の中、北総教育事務所管内においては、昨年度は懲戒処分0でした。これは、校長先生方の強いリーダーシップのもと、全職員が意識を高く不祥事根絶に取り組んでいたからだと考えます。令和3年5月1日現在で、懲戒処分0が547日続いています。これからもこの取組が更に進化し、安全・安心で信頼される学校づくりにつながっていくことを信じております。

今年度も不祥事根絶や職場環境改善の手立てとして、『北総モラルアップ通信』を発行します。校内研修等で是非活用してください。

## 今月のテーマ「不祥事根絶をめざす」

チーム北総 今年度のキーワードは、

トリプルC ☆チャンス チェンジ チャレンジ

ピンチをチャンスに、進化のためのギアチェンジ、信頼される学校づくりにチャレンジ

### Let'sCheck! (その1)

以下の内容は、昨年度学校訪問の際に管理課が話をした内容です。不祥事根絶の基本となりますので、今一度確認をしてください。

#### ① 他人事と思わず、当事者意識をもつ。

- 「いつ、誰が、どの学校が、不祥事を起こしてもおかしくない」という意識を持っている。
- 「自分にもそういう危険性がある」ということを自覚している。

#### ② 想像力を働かせる。

- 自分が不祥事を起こしたら、たくさんの人にどれだけ辛い思いをさせるのか想像できる。
- 自分の言動や行動の先をイメージしている。
- 見つからなければよいと思っていない。

#### ③ 計画的・継続的な研修の実施。

- 研修には主体的に参加している。
- 形骸化しない工夫を続けている。
- 職員一人一人の心に響く研修を実施している。

#### ④ 不祥事根絶を図る職場環境づくり。

- 職員それぞれがお互いを尊重しつつ、率直なコミュニケーションを図ることができる。
- 相談し合える雰囲気ができている。
- 孤立している職員がいない。

千葉県学校モラルアップのスローガン



### ☆コンゼツ・ノ・ヒント☆

職員室に「綱紀肅正」「誰かが見えています」「スマイル（モラルアップのスローガン）」という言葉が掲示されているのではないのでしょうか。ふと立ち止まって、その言葉を唱え、自分の行動を戒めている方も多いのではないのでしょうか。

球児の帽子の裏に「めざせ甲子園！」や「一球入魂」の文字が記されているのを見たことがあります。身近なところに文字を記し、繰り返し唱えながら物事に打ち込んだ経験がある方も多いと思います。ある職員の名札の裏に「笑顔、笑顔」「褒めて、褒めて」「深呼吸、深呼吸」と書かれていました。自分なら、なんという言葉を書き記すだろうか…。

## Let'sCheck! (その2)

千葉県教育委員会は、令和3年4月21日教育委員会会議を開催し、公立中学校の教諭1名及び校長1名、県立高等学校の教員1名、県立特別支援学校の教諭1名に対し、懲戒処分を決定しました。その内2件が管理職の許可なく生徒とメール等で私的なやりとりをしたことによる処分です。県教育委員会では、不祥事根絶において、公立学校におけるルールを以下のとおり設定しています。このルールを理解しているかチェックしてみましょう。

### 車のルール

- ①人命に関わる緊急事態以外乗せない。
- ②管理職の了解を得る。
- ③部活動の対外試合に連れていくのは禁止。

### 児童生徒相談のルール

- ①組織的な対応
  - ・ほう(報告)・れん(連絡)・そう(相談)
  - ・複数による対応・情報の共有
- ②校外で個人的に会っての相談は禁止
  - ・やむを得ない場合は、管理職に了解を得る。

### SNSを利用する際のルール

- ①自分が職場で得た生徒等のプライベートな情報を話さない。
- ②社会常識に反した特殊な意見を表明しない。  
誤解を招きそうな発言を行わない。

### メールのルール

#### 私的なやりとりを行わないことが大原則

- ①やむを得ない連絡の場合は保護者の同意及び管理職の許可を得る。  
(メールアドレス等収集記録簿への記載)
- ②必要最小限の内容にする。
- ③メールの相談に対しては、面談して回答する。

わいせつ・セクハラ事案が発生している原因は、右の図で示しているとおりの状況が多くあります。

特に、SNSのやりとりは事案のきっかけになる可能性が非常に高いです。

SNS等の使用状況について、「収集記録簿」により管理職の管理下に置くこととし、「収集記録簿」の作成及び確実に記載を徹底することとされています。もちろん、記載するにあたり虚偽報告は絶対に許されません。

今後、県教育委員会が配信する「不祥事防止対策有識者会議」の委員を講師とした「研修動画」や「教職員の服務に関するガイドライン」を活用した校内研修も計画的に実施してください。

### わいせつ・セクハラ事故のキーワード

